## 滋賀県民スポーツ賞実施要綱

(目的)

第1条 滋賀県民スポーツ賞(以下「賞」という。)は、国際スポーツ競技大会、国際障害者スポーツ大会、全国スポーツ競技大会および全国障害者スポーツ大会等において、優秀な成績を収める等、本県スポーツの振興および競技力の向上に寄与し、県民に夢と希望を与えた個人または団体の功績を讃えることにより、スポーツに対する県民の関心と士気を高め、本県スポーツの振興を図るとともに、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(賞の対象)

- 第2条 賞の対象は、次のいずれかに該当する個人または団体とする。
  - (1) 公益財団法人滋賀県スポーツ協会加盟団体に登録するもの
  - (2) 県代表として大会に出場したもの
  - (3) 県内に所在する学校に在学するもの
  - (4) 県内の小学校、中学校、高等学校または特別支援学校のいずれかを卒業したもの(国際大会に限る。)
  - (5) 前4号に規定するもののほか、対象とするに適当と認められるもの

(賞の区分)

- 第3条 賞の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 一般の部 (個人・団体)
  - (2) 高校の部(個人・団体)
  - (3) 中学の部 (個人・団体)

(候補者の推薦)

第4条 知事は、候補者について県内各市町、公益財団法人滋賀県スポーツ協会、滋賀県中学校体育連盟、滋賀県高等学校体育連盟、一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会、県内特別支援学校、県内大学等に推薦を求めるものとする。なお、公益財団法人滋賀県スポーツ協会加盟団体には、公益財団法人滋賀県スポーツ協会を通じて推薦を求めるものとする。

(推薦基準)

第5条 候補者を推薦する者は、別に定める推薦基準に基づき、推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第6条 知事は、第4条により推薦された者の中から、別に定める推薦基準に基づき、受賞者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、毎年度定期に、知事が賞状および記念品を贈呈する方法により実施するものとする。

(庶務)

第8条 表彰に係る庶務は、文化スポーツ部スポーツ課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

# 付 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

## 付 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

## 付 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

## 付 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

## 付 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

# 付 則

この要綱は、令和3年10月1日より施行する。